

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和5年10月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1031第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）が改正され、令和5年11月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D004-2 悪性腫瘍組織検査				
1	BRAF遺伝子検査(PCR-rSSO法)	5000	遺伝子・染色体 100	※

※ 下線部が追加されました。

(1)～(3) 略

(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査

イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法)

ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査

エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

オ 甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査

カ 甲状腺髄様癌におけるRET遺伝子変異検査

キ 固形腫瘍(肺癌及び大腸癌を除く。)におけるBRAF遺伝子検査(PCR-rSSO法)

ク 悪性リンパ腫におけるBRAF遺伝子検査(PCR-rSSO法)

(5)～(17) 略

以上